審議案件 3

第150回大規模小売店舗立地審議会資料(法第5条第1項)

第1 審議案件の概要

1 大規模小売店舗の名称: (仮称) 流山市向小金一丁目商業施設計画

2 所 在 地:流山市向小金一丁目276番4ほか

3 建物設置者:株式会社新昭和 代表取締役 松田芳己

4 小売業者名:株式会社ビッグモーター(中古車)

未定(家電量販店)(家庭電化製品)

5 敷地の概要:・敷地面積 15,239.77 ㎡

· 都市計画区域 市街化区域

•用涂地域 準住居地域、第一種住居地域

•現 況 更地

6 建物の概要:・構造 鉄骨造地上2階建(店舗棟、温浴施設棟)

• 建築面積 5,974 m²(店舗棟:4,318 m²、温浴施設棟:1,656 m²)

・延床面積 10,337 m² (店舗棟:7,728 m²、温浴施設棟:2,609 m²)

•店舗面積 4,152 m²

7 周辺の環境等: JR常磐線南柏駅から西側約700mに位置しており、北側には国道6号を挟み戸建

住宅及び店舗が立地し、西側及び南側には戸建住宅が隣接している。東側には市道

84004 号線を挟み複合商業施設及び集合住宅、また隣接して戸建住宅が立地してい

る。

·公告縦覧期間 令和2年10月30日~令和3年3月1日

・説明会 令和2年11月12日 午後7時

• 開催場所 東部公民館

9 市町村・住民等の意見:・流山市の意見 なし

・住民等の意見 なし

<届出概要>

1 新設日:令和3年6月15日

2 店舗面積: 4, 152 m²

3 駐車場の位置:図3及び図4

駐車場の収容台数:158台

4 駐輪場の位置:図3

駐輪場の収容台数:210台

5 荷さばき施設の位置:図3

荷さばき施設の面積:185㎡

6 廃棄物等の保管施設の位置:図3

廃棄物等の保管施設の容量:29㎡

7 開店時刻:午前9時 閉店時刻:午後9時

8 駐車場利用可能時間帯:

午前8時30分~午後9時30分

9 駐車場の出入口の数:2か所

駐車場の出入口の位置:図3

10 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後10時(荷さばき施設①)

午前6時~午前8時30分(荷さばき施設②)

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項(届出事項等)

- 1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

	指針等に基づく配慮事項	検討状況
P	駐車場の収容台数:届出台数 158台(内、軽自動車用13台、身障者用5台) (別途併設施設用153台) (指針による算出)必要駐車台数 222台(併設施設分を含む。届出書P7参照) ※市条例等に基づく附置義務:無 ※特別な事情による必要駐車台数の算出:有(中古車販売店) 既存類似店のデータ等を用いて算出した必要駐車台数:157台	※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。
7	駐車場の位置及び構造等(図3及び図4参照) ・屋外平面駐車場(自走式)1か所 ・立体駐車場(自走式)1か所 ・出入口2か所 交通への支障を回避するための方策 ・出入口付近に駐車場案内看板を設置する。 ・オープン時販促チラシ等に周辺地図及び来退店経路図を掲載する。 ・オープン時及び繁忙時等、各駐車場出入口に適宜交通整理員を配置する。 ・駐車場出入口に停止線・止まれ等の標示を行う。	
	駐輪場の確保等(図3参照) 駐輪場の収容台数:届出台数 210台 (指針による算出)必要駐輪台数 119台(届出書P17参照) ※市条例等に基づく附置義務:有 (附置義務による算出)必要駐車台数 208台(届出書P17参照) ※特別な事情による必要駐車台数の算出:無 駐輪場の管理体制 ・従業員等により適宜巡回を行い、整理を行う。 ・営業時間外、深夜等は、出入口をコーン+バー等により閉鎖する。 駐輪場案内の表示方法 ・路面表示を予定している。	※駐輪場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。

- エ 荷さばき施設の整備等(図3参照)
- (ア) 荷さばき施設の整備 185 m²
- (イ) 計画的な搬出入

施設名(面積)	荷さばき施設①(105㎡)	荷さばき施設② (80 m²)
同時作業可能台数	1台	1台
待機スペース	無	無
搬出入車両専用出入口	無(兼用1か所)	無(兼用1か所)
荷さばき可能時間帯	午前6時~午後10時	午前6時~午前8時30分
搬出入車両台数/日	4台(4t)、2台(廃)	2台(10t)
平均的な荷さばき処理時間/台	15分(4t)、10分(廃)	30分(10t)
ピーク時搬出入車両台数/時間	2台	1台
ピーク時荷さばき処理時間/時間	25分	30分
荷さばき処理可能時間	60分	6 0 分

オ 経路の設定

- (ア) 案内経路 図5のとおり
- (イ) 周知の方法
 - ・出入口付近に駐車場案内看板を設置する。
 - ・オープン時販促チラシ等に周辺地図及び来退店経路図を掲載する。
- (ウ) 敷地周辺道路の通学路の有無:有

周辺道路に通学路「有」の場合の安全策

- ・オープン時及び繁忙期は出入口に交通整理員を配置し、安全確認を行う。その後は状況を確認の上、適宜検討する。
- (エ) その他 右折入出庫の有無:有 右折入庫の安全策
 - ・敷地をセットバックし、十分な幅員と見通しを確保する。

※荷さばき施設

搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画であると認められる。

※経路

経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
・歩行者用通路を設置する。	※ 歩行者の通行の利便性の確保につ
・混雑が予想される場合は、適宜交通整理員等を配置して交通安全に努める。	いては、適切な配慮がなされている
・夜間照明等を設置する。	と認められる。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

	指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア	法令への対応 ・再資源化可能な物資(段ボール、古紙、空き缶、ペットボトル、発泡スチロール)については、法に基づき処理する。 ・引き取った廃家電は法に基づき適切に処理する。	※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画については、適切な配慮がなされていると認められる。
1	廃棄物減量化・リサイクルの取組 ・搬入業者にはコンテナによる搬入を推奨し、搬入に伴う廃棄物の削減に努める。 ・簡易包装を指導し、廃棄物の減量に努める。 ・レジ袋、梱包資材の削減に努め、簡易包装を推進し、廃棄物を減量化する。 ・紙製廃棄物のリサイクル可能な廃棄物は専門業者に委託し、リサイクルする。 ・商品購入時の簡易包装の呼びかけに努める。 ・社会・環境報告書をホームページにて公開している。 ・従業員に廃棄物の分別・減量化の啓発を行う。	

(4) 防災・防犯対策への協力

	指針等に基づく配慮事項	検討状況
ſ	アー防災対策	※ 防災・防犯対策への協力について
	・防災協定等の締結予定:無	は、適切な配慮がなされていると認
	・協定以外の防災対策への協力:災害時に物資提供等の要請が行政からあれば、協力する。	められる。
	イー防犯対策	
	・適宜警備員等による巡回を行い、事件・事故等が発生しないように努める。	
	・店内各所に防犯カメラを設置する。(併設施設も同様)	

- 2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項
- (1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項

ア 騒音問題に対応するための対応策

- (ア) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策
 - a 荷さばき作業等に伴う騒音対策
 - ・荷さばき施設:・速やかな荷さばき作業ができるよう施設の管理を行う。
 - ・施設配置の最適化により、効率のよい作業を行い、所要時間の短縮を心がける。
 - ・荷さばき作業:・荷さばき車両のアイドリングストップを徹底する。
 - ・十分な荷さばきスペースを確保し、荷さばき作業員には効率的な搬出入と作業を徹底し、荷さばき時間の短縮に努め、静穏な作業を徹底するように指導を行う。
 - b 営業宣伝活動に伴う騒音対策 BGM等の使用は行わない。
- (イ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策
 - a 室外機等からの騒音対策
 - ・必要最低限の稼働とし、定期的なメンテナンスを実施する。
 - b 駐車場の騒音対策
 - ・施設面の対策:・案内看板等により、空ぶかしやアイドリングの禁止を呼びかける。
 - ・運用面の対策:・繁忙時等には適切な誘導員等を配置し、場内走行の円滑化を図る。
 - c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策
 - ・施設面の対策:・十分な面積を確保する。
 - ・運用面の対策:・深夜、早朝の作業を回避する。
 - ・回収車両の作業人員への騒音防止の徹底を指導する。
 - ・作業時間の短縮に努める。
- イ 騒音の予測・評価について(図6、図7及び図8参照)
- (ア) 騒音の総合的な予測・評価方法
 - a 予測方法:音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、昼間 (6:00~22:00) 及

び夜間(22:00~6:00)における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。

b 予測地点:建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の敷

地境界。

c 評価方法:騒音に係る環境基準。

※騒音

騒音の予測・評価結果において、 昼間・夜間の等価騒音レベルは基準 値を満たしている。

検討状況

夜間に発生する騒音の予測評価に おいて、機器について、敷地境界地 点で基準値を下回っている。

よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			・測地点 総合的な予測 (等価騒音レベル) 単位:dB					
予測	用途地域	環境基準	昼間 (6:0	0~22:00)	夜間 (22:0	00~6:00)	備	考
地点	用迷地域	類型	基準値	予測レベル	基準値	予測レベル		
A	第一種住居地域	В	42		<30			
В	第一種住居地域	В	50		<30			
С	第一種住居地域	В	49		<30			
D	第一種住居地域	В	38		<30			
Е	第一種住居地域	В	40		<30			
F	第一種住居地域	В	51	55 以下	<30	45 以下		
G 4.2m	第一種住居地域	В	51		ı			
G 1.2m	第一種住居地域	В	-		<30			
Н	第一種住居地域	В	48		<30			
I	準住居地域	В	49		<30			
J	準住居地域	В	49		<30			

(イ) 夜間における発生する騒音ごとの予測・評価方法

a 予測方法:音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを算出した。

b 予測地点:建建物の周囲について、敷地境界。

c 評価方法:騒音規制法の夜間の規制基準。

d 発生する騒音ごとの予測結果

予測地点			音源ごとの予測(最大駅		
予測	T \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	騒音規制法	夜 間(22:	00~6:00)	備考
地点	用途地域	区域	敷地境界	基準値	
P 1	第一種住居地域	第二種	44	45	キュービクル

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 廃棄物の保管について(図3参照)	※廃棄物
・保管のための施設容量の確保	廃棄物に係る事項等については、
廃棄物の保管施設の容量 28.50m³(高さ 1.5m)	指針に基づく予測排出量を充足させ
(指針による算出) 廃棄物等の保管容量 19.35㎡ (届出書 P23 参照)	る保管容量を確保しており、運搬及

イ 廃棄	医物等の運搬及びぬ	び処理についても適切な配慮がなさ	
· 追	種搬及び処理方法	許可業者による敷地外処理	れていると認められる。
· 追	擬頻度	毎日	

(3) 街並みづくり等への配慮等

	指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア	街並みづくり、景観への配慮 関連する計画等:流山市広告物条例、流山市景観条例 配慮事項:・各条例に基づいた計画として、極力落ち着いた色調の外観を計画する。 ・公園緑地を計画している。	※街並みづくり等への配慮 街並みづくり等への配慮について は、地域環境との調和に適切な配慮 がなされていると認められる。
イ	敷地内の緑化計画 緑化計画 緑地広場: 762.03㎡(敷地面積15,239.77㎡の5.0%) 植 栽 地:1,180.15㎡(敷地面積15,239.77㎡の7.7%) ※流山市開発事業の許可基準等に関する条例 緑地広場:敷地面積の5%以上(15,239.77㎡×5%≒761.99㎡) 植 栽 地:事業区域面積の8%以上(14,477.74㎡×8%≒1,158.22㎡)	
ウ	屋外照明・広告塔照明等 ・点灯時間 日没より駐車場利用時間終了まで ・光害対策 周辺住居に対して照射角度や照度に配慮する。	
工	その他、景観への配慮 ・建物に設置する看板類は、流山市広告物条例を遵守したものとする。	

3 市町村・住民等の意見について

		検討状況	
ア	流山市の意見	なし	
イ	住民等の意見	なし	
ウ	千葉県大規模小	売店舗立地連絡調整会議委員(県関係課)からの意見 なし	

第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。 駐輪場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。 経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画で あると認められる。
- 3 騒音の予測・評価結果において、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。 夜間に発生する騒音の予測評価において、機器について、敷地境界地点で基準値を下回っている。 よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、廃棄物の減量化、リサイクル計画、運搬及び処理についても適切な配慮がなされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。
- 6 流山市及び住民等からの意見はなかった。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適切に配慮されていると 判断する。

第4 県の意見(案)

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適切な配慮をしてください。